

## 第54回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

株式会社サハダイヤモンド

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sakha.co.jp/ir.htm>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

#### (1) 当該事象または状況が存在する旨及びその内容

当社グループは、継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度において、重要な営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。

当連結会計年度には、本社墨田区千歳ビルを売却したため、親会社株主に帰属する当期純損失こそ計上しておりませんが、今後日本における賃貸事業は解消する見込みです。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

#### (2) 当該事象または状況を解消または改善するための対応策

当社グループは、当該状況を解消するため引き続き今後の収益の柱となるダイヤモンド事業の再構築を図っております。

当社グループは、事業計画を着実に実行し、既存のダイヤモンド事業の収益力の改善に注力するとともに、コストダウン施策の実施、経費全般の見直しを継続して実施し、収益体質の改善を図ってまいり所存です。

#### (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

当社グループの計画は、当社グループが属する宝飾品業界の価格競争やダイヤモンドの国際的な相場変動、経済状況の変動などの影響を受け、計画が予定通り進まない可能性もあります。

このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

#### (4) 当該重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していない旨

連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称
  - イ. 株式会社バージンダイヤモンド
  - ロ. 株式会社サハダイヤモンド・トレーディング

##### ② 主要な非連結子会社の名称

- ハ. 株式会社サハダイヤモンド (ロシア)
- ニ. 有限責任会社サハダイヤモンド・センター (ロシア)
- ホ. 有限責任会社サハ・ユーロダイヤモンド (ロシア)
- ヘ. 有限責任会社サハダイヤモンド・フード (ロシア)

(連結の範囲から除いた理由)

追加情報の注記に記載の通り、現在株式会社サハダイヤモンド（ロシア）と裁判中であり、上記4社の決算数字が入手できず、持分比率も確定できないためであります。

③ 連結の範囲の変更

上記②に記載の通り、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）、有限責任会社サハダイヤモンド・センター（ロシア）、有限責任会社サハ・ユーロダイヤモンド（ロシア）、有限責任会社サハダイヤモンド・フード（ロシア）は連結の範囲から除かれております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等  
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社バージンダイヤモンド、株式会社サハダイヤモンド・トレーディングの決算日は連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

・商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品

ダイヤの一部は個別法による原価法、その他のたな卸資産は移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

・建物及び構築物……………15～20年

・工具器具備品……………3～20年

③無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

④重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑤重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

20百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	419,172千株	一千株	一千株	419,172千株

(2) 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	44千株	3千株	一千株	47千株

(注) 自己株式の増減は、単元未満株式の売買等による増減であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

会社名	株式会社サハダイヤモンド
内容	第12回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	149,000,000株
新株予約権の残高	1百万円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクを回避するため与信管理規程に従い信用状況を把握し、随時債権残高を把握することによりリスク軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金は、ほとんどが2カ月以内の短期の支払であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注）2. 参照）。

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	283百万円	283百万円	—
(2) 受取手形及び売掛金	1百万円	1百万円	—
(3) 貸付金	4百万円	4百万円	0百万円
(4) 固定化営業債権	393百万円	393百万円	—
貸倒引当金	(383)百万円	(383)百万円	—
差引	10百万円	10百万円	—
資産合計	299百万円	299百万円	0百万円
(5) 支払手形及び買掛金	(21)百万円	(21)百万円	—
(6) 未払金	(33)百万円	(33)百万円	—
(7) 未払法人税等	(0)百万円	(0)百万円	—
負債合計	(55)百万円	(55)百万円	—

( ) は、負債に計上されております。

(※) (4) 固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### (5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	0

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	1	—	—	—
貸付金	1	2	—	—
合 計	2	2	—	—

(注) 回収時期が合理的に見込めない固定化営業債権393百万円については、上表に含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びロシア連邦ヤクーツク市において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有していましたが、追加情報の注記に記載の通り、現在株式会社サハダイヤモンド（ロシア）と裁判中でありロシア子会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの財務資料が入手できないため、ロシア子会社の財務諸表等に関するデータは上記当連結会計年度の表に含まれておりません。また、平成30年8月22日に本社墨田区千歳ビルを売却し、連結決算日において日本では「不動産賃貸事業」を行っていないため賃貸用不動産の残高はゼロとなっております。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
賃貸不動産として使用される部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	468
		期中増減額	△468
		期末残高	—
期末時価			—

(注) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	0円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	0円19銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報の注記

重要な係争事件の発生

平成30年8月29日に子会社である株式会社サハダイヤモンド（ロシア）へ訪問し、業務監査を行った際、同社の対応に不明瞭な行動や返答があったことから、現地ロシアの弁護士に登記状況の確認を依頼したところ、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の資本金につき、平成30年7月4日にロシアの法人の統一国家登記簿において540,000ルーブルから2,160,000ルーブルへと増資を理由として増加した旨の登記がなされており、この登記を前提とすれば、当社が保有する株式の出資比率についても、58.8444%から14.7111%まで減少したこととなります。そこで、平成30年10月1日に第一訴訟で平成29年10月6日の株式会社サハダイヤモンド（ロシア）での臨時不在株主総会での増資の決議無効等を求めサハ共和国（ヤクーチア）商事裁判所へ提訴を行いました。次に平成30年10月18日に第二訴訟にて平成30年6月27日の同社の定時株主総会での一方的な取締役の選任と定款の変更の無効を求め提訴を行い、当社が提訴した株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の「取締役」「株主」及び「社員」の勝手な判断を抑えるため資産の保全手続きについても同時に行いました。

当社としては、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の増資は不当であり、依然として当社の子会社であると判断して提訴を行っています。

なお、今後については、平成30年11月23日以降の第一訴訟の次回公判が令和元年9月9日という期日になっています。

本件の経過については、状況の進捗がわかり次第適時お知らせしてまいります。



## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

(1) 当該事象または状況が存在する旨及びその内容

当社は、継続的な営業損失を計上しており、前事業年度において、重要な営業損失、当期純損失を計上しておりました。

また、当事業年度には本社墨田区千歳ビルを売却したため、当期純損失こそ計上しておりませんが、今後、日本での賃貸事業は解消する見込みです。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(2) 当該事象または状況を解消または改善するための対応策

当社は、当該状況を解消するため、子会社である株式会社バージンダイヤモンドを通じて、引き続き今後の収益の柱となるダイヤモンド事業の再構築を図るとともに、コストダウン施策の実施、経費全般の見直しを継続して実施し、収益体質の改善を図ってまいり所存です。

(3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

しかしながら、当社グループの計画は、当社グループが属する宝飾品業界の価格競争やダイヤモンドの国際的な相場変動、経済状況の変動などの影響を受け、計画が予定通り進まない可能性もあります。

このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(4) 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映していない旨

計算書類は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券  
・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

・建物及び

建物附属設備……15～20年

・工具器具備品………3～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

長期金銭債権 1,486百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 売上高 1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	419,172千株	一千株	一千株	419,172千株

(2) 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	44千株	3千株	一千株	47千株

(注) 自己株式の増減は、単元未満株式の売買等による増減であります。

7. 税効果会計に関する注記

記載の必要性が大きいと考えられるため省略しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社バー ジンダイヤモ ンド	東京都台東区	100 百万円	インター ネット、 店舗に よる ジュ エリー 及び ブラ イダ ル ジュ エリー 販売	所 有 直接 100%	役務の 受入 資金の 援助 役員の 兼務 商品の 提供	役務 の提 供	1	未収 入金	—
							家賃 の受 取	0	固定化 営業債 権	709
									貸倒 引当金	△709
株式会社サ ハダイヤモ ンド・ト レーディ ング	東京都 台東区	10 百万円	資源に関 する品目 等を主と した販売	所 有 直接100%	役務の提供 資金の援助 役員の兼務	—	—	固定化 営業債 権	777	
								貸倒 引当金	△777	

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

役務の提供については、業務内容を勘案して両者協議の上で決定しております。  
家賃の受取については、専有面積、近隣の家賃相場を勘案し決定しております。

- (2) 役員等  
該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 0円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円22銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報の注記

重要な係争事件の発生

平成30年8月29日に子会社である株式会社サハダイヤモンド（ロシア）へ訪問し、業務監査を行った際、同社の対応に不明瞭な行動や返答があったことから、現地ロシアの弁護士に登記状況の確認を依頼したところ、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の資本金につき、平成30年7月4日にロシアの法人の統一国家登記簿において540,000ルーブルから2,160,000ルーブルへと増資を理由として増加した旨の登記がなされており、この登記を前提とすれば、当社が保有する株式の出資比率についても、58.8444%から14.7111%まで減少したこととなります。そこで、平成30年10月1日に第一訴訟で平成29年10月6日の株式会社サハダイヤモンド（ロシア）での臨時不在株主総会での増資の決議無効等を求めサハ共和国（ヤクーチア）商事裁判所へ提訴を行いました。次に平成30年10月18日に第二訴訟にて平成30年6月27日の同社の定時株主総会での一方的な取締役の選任と定款の変更の無効を求め提訴を行い、当社が提訴した株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の「取締役」「株主」及び「社員」の勝手な判断を抑えるため資産の保全手続きについても同時に行いました。

当社としては、株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の増資は不当であり、依然として当社の子会社であると判断して提訴を行っています。

なお、今後については、平成30年11月23日以降の第一訴訟の次回公判が令和元年9月9日という期日になっています。

本件の経過については、状況の進捗がわかり次第適時お知らせしてまいります。